

旅行業務取扱料金 国内旅行

(旅行業法第12条の4による取引条件説明書面)

お引受する内容		旅行業務取扱料金	
手配旅行	(1) 宿泊機関と運送機関・観光券・航空券等の複合手配の場合	取扱料金	ご旅行費用総額の30%以内 ※宿泊機関等1件1手配につき550円、運送機関等1件1手配につき1,100円、観光券等1件1手配につき1,100円、航空券予約・発券1名様1区間につき1,100円の合算額を下限とします。
	(2) 宿泊機関等を単一手配する場合		宿泊機関等1件1手配につき費用の30%以内(下限550円)
	(3) 運送機関等を単一手配する場合		運送機関等1件1手配につき費用の30%以内(下限1,100円) ※費用が5,500円未満の場合は、取扱料金1,100円申し受けます。
	(4) 観光券等を単一手配する場合		観光券等1件1手配につき費用の30%以内(下限1,100円) ※費用が5,500円未満の場合は、取扱料金1,100円申し受けます。
	(5) 航空券を単一手配する場合		1名様1区間につき航空運賃の30%以内(下限1,100円)、航空運賃が5,500円未満の場合は、取扱料金は1,100円を申し受けます。
	(6) 変更の手続	変更手続料金	当該変更・取消された宿泊機関・運送機関・観光券・航空券等に係る旅行費用の30%以内 ※宿泊機関等1件1手配につき550円、運送機関等1件1手配につき1,100円、観光券等1件1手配につき1,100円、航空券1人1区間につき1,100円の合算額を下限とします。
	(7) 取消の手続	取消手続料金	
	(8) お客様のご依頼により、緊急に現地手配・取消・変更等のために通信連絡を行った場合	通信連絡料金	1件につき1,100円
	(9) 添乗サービス(原則8~20時)	チーフ添乗員	一人あるいは複数添乗員の統括として旅程管理業務を行う添乗員1名1日につき44,000円
		サブ添乗員	チーフ添乗員の統括の下、一部の旅程管理及びチーフによる旅程管理業務の補佐を行う添乗員1名1日につき36,300円
(10) 空港等でのあつ旋サービス料金	あつ旋サービス料金	あつ旋員1名につき11,000円	
旅行相談	(11) お客様の旅行計画作成のための相談	相談料金	基本料金:30分2,200円(以降30分毎に3,300円)
	(12) 旅行日程表の作成		1件3,300円
	(13) 旅行代金見積書の作成		1件3,300円
	(14) 旅行地又は運送・宿泊機関等に関する情報提供		資料(A4版)1枚につき2,200円
	(15) お客様の依頼による出張相談		上記(11)から(14)までの5,500円増し

(注)

- 上記の旅行業務取扱料金は消費税が含まれています。
- お客様のご都合によってご旅行を中止される場合、クーポン券類をお引き渡しする前・後にかかわらず、当社が当該旅行の手配・相談の一部または全部を終了しているときには、これに係る(1)~(15)の旅行業務取扱料金を申し受けます。
- (1)(3)(6)(7)の「運送機関等」とは、JRを除く私鉄・バス・フェリー等の手配をすることをいいます。
- (1)(4)の「観光券等」とは、東京ディズニーリゾート®、ユニバーサルスタジオジャパン®を除く、入場券・食事券・社寺券等の手配をすることをいいます。同一施設の手配は、人数に関わらず1件1手配として扱います。また、ウエディング(挙式場・フォト等)の手配も含まれます。
- 変更・取消のお申し出は、お申込店の営業時間内のみお引き受けいたします。
- (2)(3)の変更・取消に係る旅行業務取扱料金は、宿泊機関・運送機関が定める取消料・払戻手数料等(別表)とは別に申し受けます。ただし、JR券を取消・払戻する場合は、(2)(3)の規定にかかわらず変更・取消・払戻に係る旅行業務取扱料金はいただきませんが、各運送機関が定める取消料・払戻手数料を申し受けます。
- 添乗員・あつ旋員の交通費、宿泊費等は別途実費を申し受けます。
- 上記料金には、電話料、通信費、送料等実費は含まれておりません。通信実費を別途申し受ける場合があります。
- (10)のサービスを夜10時から午前5時までの間、または日曜、祝祭日、年末年始等に行う場合は5,500円増しになります。